



# こども性暴力防止法と 令和 8 年度概算要求について

令和 7 年 9 月 24 日  
文部科学省

# こども性暴力防止法に関する主な令和8年度概算要求

事業名	事業概要	令和8年度要求額 ※括弧書きは令和7年度予算額
<b>専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等</b> <small>(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進など)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性暴力も含め、児童生徒を取り巻く様々な課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教師が連携・協働し、チームでの教育相談体制の充実を図る。</li> <li>○SNS等を活用した相談体制の整備を支援。対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。</li> </ul>	<b>95億円</b> (86億円)
<b>教員関係情報システム(こども性暴力防止法関係)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の特定免許状失効者管理システムの運用及び保守等を行う。</li> <li>○「こども性暴力防止法案」の附帯決議を踏まえ、日本版DBS制度等と特定免許状失効者データベースとの連携について検討し、システムの相互連携等に向けた対応を行う。</li> </ul>	<b>1.1億円</b> (0.5億円)
<b>生命(いのち)の安全教育推進事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性犯罪・性暴力防止のため、発達段階に応じた、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命(いのち)の安全教育」の教材や指導の手引きについて、全国展開を加速。</li> </ul>	<b>0.3億円</b> (0.2億円)
<b>学校保健・食育推進体制支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身の不調など様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援等のため、養護教諭の業務体制を強化。</li> </ul>	<b>0.7億円</b> (0.5億円)
<b>教育支援体制整備事業費交付金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園等のICT環境整備等の支援において、こども性暴力防止法の施行も踏まえ端末購入等の支援を増額。</li> </ul>	<b>31億円の内数</b> (8億円の内数)

※防犯対策の観点から必要となる工事(防犯カメラの設置を含む。)に要する経費の一部を補助

※単位未満は四捨五入

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

95億円  
86億円)



文部科学省

- ◆ 教師と支援スタッフが連携・協働して、適切な対応が実施される**チーム学校による支援体制づくり**
- ◆ 教育委員会における相談体制の充実及び**関係機関等と連携した支援体制づくり**
- ◆ SC・SSWによる**児童生徒に関する支援の質の向上**のため、**フルタイム勤務等の実態等を踏まえた処遇の見直し**

## スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度要求・要望額 6,713百万円(前年度予算額 6,212百万円)  
事業開始年度: H7~(委託)、H13~(補助)

- ・ 児童の**心理**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

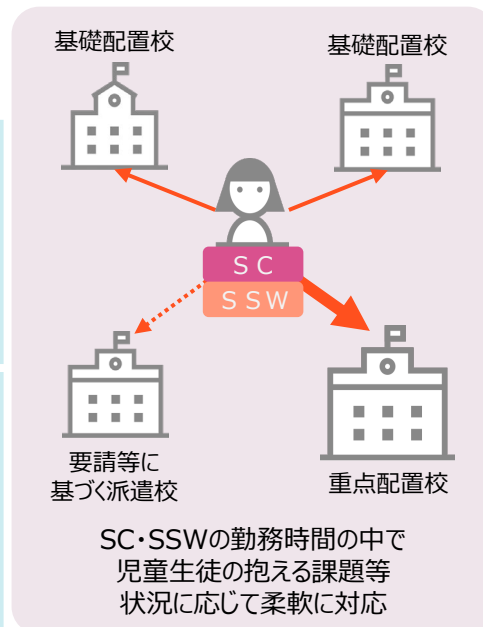
- 基礎配置 全公立小中学校
- 重点配置 **11,800校**(←11,300校)  
いじめ・不登校対策 : **7,500校**(←7,000校)  
虐待対策 : 2,000校  
貧困対策 : 2,300校
- その他 教育支援センターへの配置 等

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度要求・要望額 2,816百万円(前年度予算額 2,428百万円)  
事業開始年度: H20~(委託)、H21~(補助)

- ・ 児童の**福祉**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校区
- 重点配置 **11,500校**(←11,000校)  
いじめ・不登校対策 : **5,500校**(←5,000校)  
虐待対策 : 2,500校  
貧困対策 : 2,500校  
ヤングケアラー支援 : 1,000校
- その他 教育支援センターへの配置 等



### <事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
  - ・ **スクールカウンセラー(SC)**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」の育成するなどの未然防止に資する取組を行う。
  - ・ **スクールソーシャルワーカー(SSW)**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー**は、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

## いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への**教育相談体制の充実**

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW: 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター 等	費用負担	国 : 1/3 都道府県等: 2/3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	--------------------------------------	-----	------------------------	------	-----------------------	------	---------------

### <活用の工夫について>

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置も可能
- ・ 日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施・切れ目ない指導・援助を目的とした教育支援センターにおける不登校対応への参画

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)



## 背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にする**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。  
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- 令和5年度の『性犯罪・性暴力防止のための教育』の実施校の割合は45.3%で令和3年度と比較して上昇しているが、全国展開のためにはさらなる加速化が必要。

### 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 （女性版骨太の方針2025）」R7.6.10

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「**生命（いのち）の安全教育**」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。

### 「経済財政運営と改革の基本方針2025 （骨太の方針2025）」R7.6.13

こども性暴力防止法の施行準備や「**生命（いのち）の安全教育**」の推進、青少年のインターネットに関する課題への対応、こども視点での防災対策などこどもの安心・安全対策やこどもまんなかまちづくりを進める。

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図ってきたところ**。  
**これらの取組を一層加速し、『性犯罪・性暴力防止のための教育』の実施校数の増加を目指して、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。**また、併せて改善を行った教材・指導の手引き等の理解促進や普及展開を促進する。

## 普及展開事業の実施

拡充

### メニュー①

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域の設定数を増加し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等**の普及展開に関する取組を支援

### メニュー②

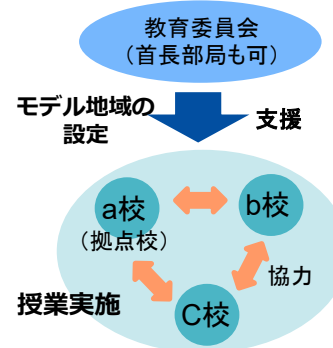
教育委員会等と連携し、**複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施するワンストップ支援センター（注1）運営団体数を増加し、その取組を支援**

（注1）性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口

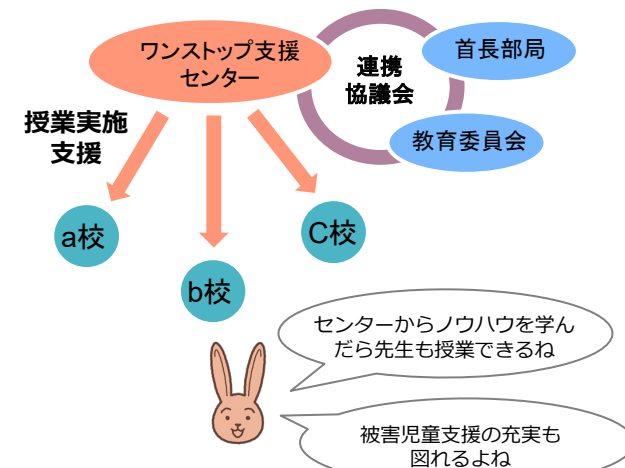
### 支援内容

- モデル地域内での授業実施
- コーディネーターの設置
- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供
- 研究協議会、研修の実施 等

### 【教育委員会が実施】



### 【ワンストップ支援センターが実施】（注2）



（注2）国はワンストップ支援センターと委託契約を締結

## 背景・課題

### 養護教諭

- 現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、いじめ・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化など）
- 養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- 児童生徒への対応と並行し、学校の衛生環境等の管理、関係機関との連携等の業務の実施

- 養護教諭の多くは、各学校で一人配置
- 様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、医療・心理・福祉等に関する知識等の向上の機会が不十分

### 栄養教諭

- 肥満、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別指導の必要性
- 食を取り巻く現代的な課題に対応する指導のための体制整備の必要性
- 昨今の物価高騰等を踏まえた食材の調達や献立作成、衛生管理など、給食管理業務の複雑化

- 栄養教諭の多くは、複数校を兼務
- 各学校に在籍している多様な課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応が困難

## 事業内容

- 都道府県・指定都市が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を行う事業を実施
- 国が経費の一部を補助することで、子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭について、業務体制の強化、時代に即した資質能力の向上、働き方改革を実現

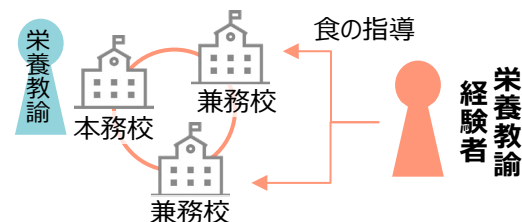
### 事例1：繁忙期の養護教諭の複数体制に活用

- 健康診断の時期（主に4～6月）や、学校行事、年度末等、養護教諭の繁忙期に、養護教諭経験者や有資格者を派遣



### 事例2：本務未配置校での食の指導の充実

- 栄養教諭の本務未配置校（他校との兼務等）に対し、栄養教諭経験者や有資格者を派遣



### 事例3：若手養護教諭・栄養教諭の資質向上

- 若手養護教諭・栄養教諭が配置されている学校に、経験者を派遣。日常的な指導・助言や研修時の業務代替を担当



### アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣。繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

### 短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

### 長期アウトカム（成果目標）

児童生徒等が、養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

### 事業実施期間

令和5年度～

<実施主体> 都道府県又は指定都市  
<補助率> 派遣に係る経費の3分の1を補助

# 教育支援体制整備事業費交付金

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

31億円  
8億円)



文部科学省

令和6年度補正予算額

17億円

## 現状・課題・事業内容

- **子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上**を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の本格実施も踏まえた**こどもの学びに必要な環境整備**、DXを推進し教員がこどもと向き合う時間を確保するための**ICT環境整備**等を支援する。

### 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

子供の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備を支援  
※熱中症対策支援を増額



### 3 園務平準化のための業務体制への支援

- (1) 安心・安全のための園務平準化に必要な経費を支援
- (2) 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



### 2 幼児教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援



### 4 ICT環境整備の支援

幼児教育の質の向上に向け、教育に係る資料の電子化等に必要なICT環境の整備に係る費用を支援  
※こども性暴力防止法の施行に向けた端末購入等の支援を増額



#### 対象校種

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園、認定こども園、保育所
- 3 幼稚園
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

#### 主な対象経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費等
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末・システム導入費等

#### 実施主体

都道府県

#### 補助割合

国 1/2 等

#### 事業開始年度

平成27年度～